

令和6年度 杉並区私立幼稚園等保護者補助金のお知らせ

(幼稚園類似施設)

令和元年10月実施の幼児教育無償化において幼稚園類似施設は無償化の対象外施設となりましたが、杉並区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、幼稚園類似施設に在籍する保護者に、入園料及び保育料等の補助をしています。

以下の内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いいたします。

なお、この補助金制度は幼稚園類似施設の取扱いの状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

1. 補助対象施設と対象者

次の条件をすべて満たした方

- 園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。
- 都が認める幼稚園類似施設に在籍し、保護者が「入園料」「保育料」を納入済みであること。

2. 補助金の内容

○満3歳～5歳児の保育料 (下表のとおり)

【月額保育料の補助上限額】

(円)

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯・区分2のうちひとり親世帯等	31,900		
2	非課税世帯・区分3のうちひとり親世帯等	28,900	31,900	
3	77,100円以下(年収約360万円以下)	27,500		
4	77,101円以上(年収約360万円以上)			

※第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

※令和6年4月～令和6年8月は令和5年度区民税所得割額

令和6年9月～令和7年3月は令和6年度区民税所得割額で補助金を算定します。

※ひとり親世帯等(単身赴任は含まず)とは保護者または保護者と同一世帯の方が下記に該当する世帯です。

- (1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
【提出書類(いずれか)】・児童扶養手当受給者証の写し・保護者の戸籍謄本
・その他(離婚が確認できる書類等)
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る)
【提出書類】・身体障害者手帳の写し・療育手帳(愛の手帳)の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し
- (3) 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る)
【提出書類】・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害基礎年金の受給者証の写し
- (4) その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

○入園料【60,000円上限1回限り】

※すでに入園料の補助を受けている場合は、対象外です。

○満3歳児～5歳児の預かり保育料 (該当者のみ)

保育の必要性の認定を受けている場合、無償化対象施設で利用した預かり保育料が補助対象となります。

※育休期間中は対象外となり、復職月から有効となります。

【補助上限額】 37,000円から保育料補助金分を引いた額

3. 申請の手続き等

申請書兼請求書兼口座振替依頼書を提出してください。

申請書の記載例を参照の上、就園中の園に提出してください。保育課に提出するよう案内があった場合には、保育課まで郵送または持参してください。

申請期限 令和7年3月31日(月) ※年度途中入園の方は、随時提出して下さい。

4. 交付時期

各種補助金の交付時期は以下を予定しています。

○入園料助成金 令和6年8月中旬

○預かり保育料

期	支払対象月	振込予定
第1期	令和6年 4月 ~ 6月分	令和6年 8月中旬
第2期	令和6年 7月 ~ 9月分	令和6年 11月中旬
第3期	令和6年 10月 ~ 12月分	令和7年 2月中旬
第4期	令和7年 1月 ~ 3月分	令和7年 5月中旬

【問合せ・提出先】

杉並区役所 子ども家庭部 保育課 子供園・幼稚園係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 03-3312-2111 (代表)